

21 世紀金融行動原則 最優良取組事例 応募要項（2025 年度）

<昨年度からの主な変更点>

- ・環境大臣賞の選定基準にある「第六次環境基本計画に沿っている」について具体的に記載した。（「3. 賞の種類と選定方法・基準」）
- ・応募及び選定対象について以下を変更した。（「4.応募方法」）
 - 本表彰制度の運営委員長賞、選定委員長賞に過去に選定されたことのある取組は再度応募可能とする。
 - 当該年度に環境省が実施する事業での支援を受けた取組は応募対象外とする。
 - 当該年度に環境省が実施する表彰事業で表彰された機関は原則選定対象外とする。

1. 趣旨・目的

21 世紀型の新しい持続可能な経済社会を日本が世界に先駆けて構築していくためには、持続可能な社会の形成に寄与する分野への資源配分の充実が不可欠であるが、そこでは経済の血液ともいえる金融は極めて大きな役割を担っている。

そこで、このような問題意識を共有し、取組の輪を広げていくことを目的とした「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」が策定され、署名金融機関においては社会の変革を主導すべく、原則に沿った取組を積極的に実践している。

このような取組の裾野を広げるとともに、先進的な取組の更なる向上を図るため、持続可能な社会の形成に資する取組事例の中から、最優良取組事例を選定し、環境大臣賞を授与する。また、大臣賞に準ずる優れた取組として選定委員長賞および運営委員長賞を、さらに選定し表彰する。

2. 応募資格

①2025 年 12 月 19 日時点で「21 世紀金融行動原則」に署名している金融機関等。

②2024 年 4 月 1 日から 2025 年度の応募締切までに、監督官庁による行政処分を受けていないこと。また、法令違反や重大な懸念事項が生じていないこと。

※応募申込書提出後に上記に該当する事案が発生した場合は、すみやかに事務局まで申告すること。

※表彰式当日までの審査期間中に、上記に該当する事案が発生し、各国の当局や監督官庁による行政処分や強制捜査が行われた場合は、審査対象外とする。また、審査期間中及び結果発表後に上記に該当することが疑われる事案が生じた場合、もしくは結果発表後に上記に該当する事案が生じた場合は、選定委員会において都度情報収集及び検討を行い判断する。なお、金融機関より上記および上記に準ずる事案について報告があった場合も、同様に判断する。

3. 賞の種類と選定方法・基準

○環境大臣賞：2 事例程度

応募のあった取組事例について、事務局による一次審査により選定された事例の中から、以下の選定基準に基づき、「最優良取組事例選定委員会」の審査により選定する。

選定基準

21 世紀金融行動原則 7 つの原則を踏まえた持続可能な社会の形成に資する本業取組のうち、特に第

六次環境基本計画に示された環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの重点戦略(※1)ならびに、気候変動対策・循環型社会の形成・生物多様性の確保・自然共生をはじめとした個別分野の重点的施策(※2)の推進に資する以下の取組を優先する。

1. サステナブルファイナンスの推進

2. 支援の必要な中堅・中小企業への伴走支援によるサステナビリティ経営の普及・啓発

3. その他、重点戦略・施策への金融面からの貢献

この他の選定基準としては以下に示す8基準。

- ・先進性がある。
- ・独自性がある。
- ・本業に即した取組である。
- ・実績（販売数や販売額等）がある。
- ・汎用性がある（他の金融機関のモデルとなる）。
- ・地域性がある。地域経済の発展につながる。
- ・国内外への広がりがある。
- ・多様なステークホルダーと関連している。

(※1) 第六次環境基本計画の概要 P11-12、第六次環境基本計画 別冊本文 P58-110

(※2) 第六次環境基本計画の概要 P13、第六次環境基本計画 別冊本文 P111-131

参考 URL

・第六次環境基本計画について

https://www.env.go.jp/council/02policy/41124_00012.html

・第六次環境基本計画の概要

https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000225216.pdf

・第六次環境基本計画 別冊本文

https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000225523.pdf

○選定委員長賞：1事例程度

環境大臣賞に準じる取組を選定委員長賞として選定する。選定方法・基準は環境大臣賞に同じ。

○運営委員長賞：2事例程度

応募のあった取組事例の中から、以下の選定基準に基づき、21世紀金融行動原則の運営委員長が選定する。

選定基準

21世紀金融行動原則の7つの原則を踏まえ、持続可能な社会づくりに向けて、顧客や取引先、機関内従業員など様々な関係者を対象に、具体的な行動変容を促すための地道な取組を特に重視する。

原則、環境大臣賞及び選定委員長賞と重複しての表彰はないものとする。

なお、すべての賞において、選定基準に満たない場合は、該当なしの場合もある。

4. 応募方法

- ・1署名機関からの応募は、1事例とする。また、複数の署名機関連名での応募も可能とする。

- ・原則として、過去に最優良取組事例の環境大臣賞に選定されたことのある事例は応募対象外とする。環境大臣賞を除く受賞事例を再応募する際には、過去受賞時からアップデートした点を応募申込書に明記すること。
- ・過去に応募し、いずれの賞も受賞していない事例は再応募可能。ただし、選定委員からのコメントのフィードバックが事務局よりあった場合は、その内容を踏まえた応募内容とすること。
- ・当該年度に環境省が実施する事業での支援を受けた取組は応募対象外とする。
- ・当該年度に環境省が実施する表彰事業で表彰された機関は原則選定対象外とする。
- ・所定の「21 世紀金融行動原則最優良取組事例選定のための応募申込書」に必要事項を記入の上、2025 年 12 月 19（金）までに、原則として E メールにて 21 世紀金融行動原則事務局宛に送付のこと。
- ・応募の際には、応募事例に関する追加説明資料としてパンフレット他、取組の詳細がわかる追加書類（電子データ推奨）を添付することができるが、審査は応募申込書の記載を中心に行うため、重要な説明内容については、応募申込書へ記載すること。
- ・応募書類は返却しないものとする。
- ・追加資料としたい WEB サイトがある場合は URL をメールや応募申込書に記載するのではなく、該当のページを PDF ファイルにし、メール添付すること。
- ・CD・DVD の追加資料は受け付けない。オンラインストレージを利用した送付は可。
- ・追加説明資料がパンフレット等の紙媒体の場合、事務局や選定委員、運営委員長との共有のため、事務局宛てに 7 部郵送すること。

5. 結果の通知

21 世紀金融行動原則第 15 回定時総会（2026 年 3 月 10 日（火）開催予定）での発表をもって、全応募者への結果の通知とする（受賞者のみ、2 月下旬頃に別途連絡を行う）。なお、審査経過及び審査結果等に関する問い合わせは受け付けないものとする。

6. 表彰式

東京都内で開催する 21 世紀金融行動原則第 15 回定時総会において、表彰式を実施する（2026 年 3 月 10 日（火）開催予定）。社会情勢等により、別途表彰式のみ開催する変更が生じた場合は受賞者に連絡する。

7. その他

受賞機関については、賞状を授与するほか、21 世紀金融行動原則の WEB サイトにおいて、詳細な取組の内容について紹介する。

8. 問い合わせ・応募書類送付先

21 世紀金融行動原則事務局（担当：津田）

E メール：kankyo_kinyu@gef.or.jp

以上